

幼稚園の定員を考える

藤田復生

良心をもつ保育者にとって、四十人の幼児を一人で保育することが如何に無謀であるかということを感じない者はいないであろう、幼児は羊のように飼い馴らすわけには行かないからである。

だが、現在は飼い馴らされた羊のように無気力な無感動な無関心な子どもが多い。若い保育者の能力で四十人の幼児の保育を持たされることは羊飼いのようになるよりしかたがないからである。

さて、私もあることに一学級四十人の編成では、正しい保育が出来ようはないことを言い続けて来た一人であるが、今更にをいつてもという感じを持つていてる。

それは、幼児教育が学校体系の一部になろうがなるまいが、制度が變ろうが變るまいが、幼児期の理解の上に立て、良心的に保育が行なわなければならないと思うからである。

大先輩山下俊郎先生が、開き直っての問題提起をされたとあっては、今更などと云つては申しわけないと、思つたつて筆を取ることにした。

私は、定員問題を含めて我国の幼稚園設置の基準と保育の基本についてもの申したい。

元来、我国の保育については、一般社会の大人も、国の大文教政策も保育について熱意を持っていたとは思えない。

従つて、子どもは子宝とは云われていても成人本位の考え方方が強く、文教施策も小学校の下という考え方で、幼児の理解より小学校がすべて雛形となつて、その制度がつくらえているとしか思えない。

近年、世論や政治家達が保育問題を取り上げるようになり、保育の論議も盛んになってきて制度も着々と整備されて居るかに見えるが、人間成長の過程の原理を無視して制度があつても、幼児不在の保育としか云い得ない。

ここ十年で、公立幼稚園も多くなり私幼も保育所も合せて、保育人口も施設も数の上では、世界での一、二の位置になったとはいゝ、その根本に一人一人の幼児を大切に考える思想がなく、親のエゴと能力向上のための幼児教育施策であつたり、保育事業が企業的感覚で運営されていては歐米のヒュウマニティーに基づく保育觀との差は大きい。

おそらく幼稚園の学級定員も、小学校が四十名になれば、当然のように三十名と改正されるであろうと思うが、幼稚園設置基準は昭和三十一年、文部省が教育要領公布の後、同年十二月に公布し、その後二、三回の改正があつて今日に至っている。この学級定員数について多少の表現は変わったが、四十名と云う基本数字は明治時代から変化がな

い。改正のため委員会が結成され、その都度、定数についても論議されたと聞いている。その頃、委員会の主査のH氏に「一学級を三十人ぐらいに改訂できないものでしょか、それと、一施設の定員を制限しなければ日本の保育は良くなりませんね」と話したことをおぼえている。その時「当然四十人と云う数を改めねばならないのですが、私立側は経営の立場からのつき上げをするし、公立は予算と小学校との均衡の点でと云うことで、仲々むずかしい問題なのです。」とその苦衷を聞かされた。

それ以来、日本の保育の制度や基準などは、幼児の実体や保育の重要性など問題視されていないとつくづく感じたのである。そして、今日に至るまで、経済的に父兄の負担軽減や補助金等物質的な改善は進んでも、その保育の基本的な改正は見られずに至つてゐる。

人間の成長が、乳児から幼児へ、幼児から児童へと、人間の生涯の基礎時代としての保育期であり、成長に応じて教育の在り方も移行していくべきものが、「小学校の下は幼稚園」と単純に考えられているところに問題があり、小学校の一学級が五十人なら、幼稚園は四十人と数字的に操作され、一段下の学校と云う感じがするのは否めない。

私が、この問題について今更と云う感覚をもつのは、学校教育法施行規則・幼稚園教育要領・幼稚園設置規準など、いずれにも標準とする、原則とする、と云う表現が多くのようにも解説できる幅を持った表現のし方をしていて、良きいえば自由性を尊重した表現とも云えるし、又、

いつも逃口上を用意した慎重な表現ともなっている。當時、私は、その点について担当官に色々問題点を指摘して尋ねたことがあるが、いつも、標準であってあくまで基礎となる目安です、とか、原則と云っているのは、事情によつて多少の違いはあっても原則的に考えてほしいと、答弁されてしまつてそのように理解している。次に、その幾つかを挙げてみることにしよう。

学校教育法施行規則

第二十条、小学校の同学年児童で編制する一学級の児童数は、法令に特別の定のある場合を除き、五十人以下を標準とする。

・五十人以下というのは、四十人でも三十人でも良いと云う標準であるから、四十人に対することができないわけではない。現に私立の小学校は三十五人以下で一学級を

編制しているところが多く、実際には公立でも一般に四十五人である。

幼稚園設置規準

第二条、この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならぬ。

第三条、一学級の児童数は四十人以下を原則とする。

・四十人以下ならば、どんなに少なくとも良いと解釈できるし、原則であるから二、三人なら多くても目をつけつぶつても良いということになる。

第四条、学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある児童で編制することを原則とする。

・初めの日の前日とは、四月一日の前日のことか、入園日の前日かあいまいであるが要は、同じ年齢の児童で編制することが原則であるといつても縦割保育もあれば、混合保育もあるのが今日の保育である。

第五条、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。

に差しつかえないということである。

さて、法文の解釈のことと、原則とか、標準とかの語感的な解釈で違つて来ると思うのでどのように理解するかはむずかしいことであるが、先に述べた担当事務官の答弁を基に理解したが、ただ、その時、第二条の項を挙げて、この基準は最低の基準を示したのでこれより、高い水準をつくるように向上を図らなければなりません、と釘をさされた。

当然のことながら、法の思いやりに甘えて最低の基準で良いとは云えない。

要は、保育事業にたずさわる者の良識と保育良心の問題であつて、制度を云々するより保育に対する心がまえの問題であろう。

定数の四十人以下を原則とすれば、十人でも、二十人で

もそれぞれの園の考え方や事情によって自由に決められることで、六十名の編制で一教諭担当では明らかに違法であるが、もし三人の教諭が六十人を担当して保育するならば、四十人を一人で保育するよりはるかに良心的で良い保育が行なわれるであろう。

今日、一般的に児童の出生減のため幼稚園児が減少しつ

つあるので、公立幼稚園でも四十名の編制は極くまれで、三十名以下の学級編制すら見られる。

私立幼稚園でも全国平均では、一学級三十数名の編制になつてゐる。私立では、四十名以上の編制をしているところもあるかも知れないが、三、四歳の低年齢学級も多いので平均では、四十名を下廻る数になつてゐるのであろう。

私は児童数が減少していることは、一学級人員減となり、これからがほんとうの保育ができる様になり、保育の正念場を迎えることになると云いたいのであるが、児童が減つたから教師を少なくしなくては、経営がなり立たないとか、公立、保育所の乱立攻勢に立ち向うには、幼稚園も長時間保育にしなければ、幼稚園本来の保育の理念も理想もすて、身の振りかまわず騒ぎ立てるのは如何にも情無いことと思う。

入園難のために、前夜から幼稚園の門前に列をつくつたことと、幼稚園が選考して入園児を選別するなどの姿は異常であつて、いつでも入園希望者が入れるという時代になることは喜ばしいことと云わなければならない。戦前に幼稚園を設立され、戦中の閉鎖などを乗り越えて保育を続けて来られた、諸先輩達の保育への熱情と苦労を考え見なけれ

ばなるまい。昔は、今日のような企業本位の幼稚園はなか

つた。経営先行の保育では良い保育は生れないと思う。

マンモス幼稚園、これも現在の設置基準の盲点をついて
出来たと云える。

同年齢の幼児をもつて四十人の学級編制をして、教諭一

名ずつを配属すればあとは敷地、園舎の面積と物的条件が
基準に合えば何千人の幼児が一施設に収容されても認可さ
れる。通園バスを十何台も持つ、三十学級以上にもなる化
物幼稚園が出現したり、一勢にドリル教材ワークブック、
漢字テキストなどによる恐るべき保育が生まれる原因をつ
くっている。このように考えると六十人の学級があるとし
ても不思議ではない。然し、この様なことは公立幼稚園に
は無いかも知れないが、これでは四十人以下であろうが、
三十人以下の規定であっても同じことであるうと思われる
を得ないのである。

昔は、一施設の人員を一五〇名又は二〇〇名までと規定
されていた時代があった。これは保育の性格から生れたもので、設置基準に規模の適正を挙げておかねばならないと思ふ。

昭和二十二年四月開園、弘田龍太郎を園長に、画家、彫
刻家、児童舞踊・音楽家の四名と保母四名計八名で敗戦後
の人間教育は幼児からと、身体、精神、創造力と、文化教
育をかかげて、アトリエを中心とした私の住居を開放して
十学級の三〇〇名程度が一施設のリミットであろうと考

える。

国が基準を示すのに最低を示することは、理解に苦しむこと
で、保育の最も望まれる基準を示し、保育に携わる者の
良識にうつたえ向上を求めるべは、最低基準は決して向上し
てはいかない。

公費で賄なわれる公立は一定の基準が必要であろうし、
私立には設立の精神と設置者の熱意と保育良心が必要であ
らう。それなくしては保育は向上しないと思うからであ
るものでなければならないと思う。

法治国である以上は、制度も基準も必要であろう。然
し、その制度も基準も説得力のあるものでなければならぬ。
従つて、常に研究と、謙虚に社会情勢に対応して行く
ものでなければならないと思う。

さて、以上云いたい放題云わしてもらつたからには、私
どもの三十三年に亘る実践実証を申し上げねばなるまいと
思う。

幼稚園が設立された。当時、四五〇坪の敷地と七十三坪の住居の正に寺小屋幼稚園であった。四、五歳児一一〇名が集まり、保育についての素人の四人の芸術家は専ら、自分の専門をもって幼児と遊ぶことから始まった。弘田の関係で、倉橋先生を始め多くの方々に教えを受けたが、倉橋先生から、私立であるから皆さんに理想を生かして、やりたいようにやれば必ず良い幼稚園が出来る。と励まされて、片手間のつもりだった保育が本業となり生涯をかけての仕事となってしまった。

半生の芸術修業が、保育に大きく役だつことは、保育と云う仕事は、創造であり芸術良心が必要であるという事であった。

改築、増築を重ねながら昭和二十六年には学校法人を設立し一切を寄附行為し、現在の敷地は約一〇〇坪（三、四一八、一〇〇²m）建物総面積は、約四八〇坪（一、四四七、八二〇²m）で、届出人員は定員三〇〇名、十学級である。

私どもの幼稚園は、開設当初は一一〇名であつて、四、五歳児を四つのグループに分けてはあつたが、学級担任制は取らず全職員の協力態勢によつて、幼児の自由性と自主

性と個性を尊重することを考えた。一つには、可塑性の強い幼児期で無限な可能性を期待できる幼児を唯だ一人の教師に一年間保育をまかせることの恐ろしさを強く感じ、学級王国の狭い考え方を排除し、過保護と独專を避けるためと、すべての幼児に最良の環境を均等に享受させたいと云う念願からであった。

この精神は、今日も存続されている。

昭和二十七年、弘田園長死去の後、私が園長として今日に至っているが、昭和四十二年従来の木造家屋の老朽と園児の増加に応じて、園舎の全面的改築を計画、丹下健三博士とともに一年間の研究と設計期間をついやして、子どもとの生活、即ち、遊びのための空間構成を主眼として『子どもの城』を構築して、設置基準を大幅に飛躍した鉄筋構造の園舎に改築した。従来の保育室の観念を捨て、幼児の活動、生活、機能に応じた大小の多くの空間が用意されてもららしい構想を具現している。

昭和五十五年四月からの、保育の構成は別表を参照とされたいと思うが、当園も今年は定員を切つてゐるが、理想とする保育構成は三歳児四十名、四歳児一二〇名、五歳児

一一〇名を理想としている。三歳児がここ数年多く、全体的バランスが崩れているが、従来から三歳児については十名の幼児に一人当りの教諭、四歳児については二十名の幼児に一人の教諭、五歳児は四歳児と同数で四年前から、男子教諭を二名採用して居る。

四、五歳児の各教諭チームから毎日当番制で二年以上の経験教諭が一名ずつフリー当番として、幼児の在園時間中は園内巡視を行ない、臨時の保育助成、危険防止にあたっている。

そして、保育終了後は毎日一時間半は各チーム毎に、ミーティングを行い、その日の保育の反省と幼児の行動を話し合い記録し、更に翌日の保育の準備が行なわれている。

この方式は、一教諭が一学級を担当するより、多数の教諭の多角的な幼児の評価ができるので客観性が高く、性格、経験、特技の多様なチームによっての協力態勢は、児の個性を伸ばすだけではなく、教諭の個性をも尊重されている。又、幼児の集団の多少と活動に対応して教諭が移動するので保育内容の多様化、分散、一斉保育、縦割保育、自由保育と柔軟に対応出来るのも一つの特徴と云える。

教諭の余裕人員を持っているので、出産、病気休暇に対していささかの心配もない。

以上は、学級担任制の短所を補つての編成であつて、例えば三歳児一〇名の幼児に一人の担任が居ても、一人の幼児に事故が生じた場合は他の九人の幼児は放置されることになるので、幼児の保育には単独担任は考えられないからである。

二年前の幼児数の多かつた時からの教諭人員がそのまま二、三名多くなつて居るので、今年は教諭の新採用はしていないが、常に人材を養成しておくことが必要であると思つてゐる。

さて、このへんで主題にもどつて結論を申し上げたいと思うが、去る二月札幌市に行き機会を持った折に、かねて二回に亘つて札幌の教育委員会の方々が、当園に見学させてもらつられていて、札幌市立盤渓小学校を見学させてもらつた。公立ではあるが定員一一〇名で、各学年二〇名の一学級編制で、新校舎も昨年二月に落成して、縦割学習で校長以下十三名の教職員全員が、それぞれ教育に参加して居られ、総建坪二一九七・二m²で児童全員給食を受ける食堂、多目的利用室、特別教室など実に新らしく、冬は毎日スキ

1、夏は山登りとゆとりをもつた教育を実行して居られた。

制度や基準はあくまでも一つの目安で、教育とは、実践における良心と創造でなければならない。実証研究をつねに繰り返しながら理想を造つて行く仕事であると思う。

私どもの幼稚園も立地条件に恵まれていたとはい決して平坦な道ばかりではなく、殊に経営は楽ではなかつたことを申し添えておくが、三歳児は十名に一教諭を、四歳児には二十名に一教諭、五歳児には二十五名に一教諭を標準として保育を実践し、幼児がひ弱になつて活動力が落ちれば、男性教諭を採用して積極的に逞ましさを育て怪我を少なくし、常に新らしい時代に則応することと、保育の原点である遊びを大切に、園全体が同一化することを心がけている。

設置基準では、最低の基準が示されているとすれば、良識ある文化人や専門家、或いは、保育学会等で積極的に最も望ましい保育の在り方が提示されるべきであることを提言したい。

(ゆかり文化幼稚園・聖和女子大学)

五十五年度編成表

用務員	事務室 会教法人 計務事務 事務經理 (ピアノ)	研究室 講師 跡調査等 中調査等 カウンセリング セスリング	5歳児組 109名	4歳児組 119名	3歳児組 67名	園長 教育主任 (男一名) (二級免)	勤続 三十三年
			4グループ	4グループ	2グループ	幼児数 学級	教諭チ ム
2名	3名	1名	2名	8名	8名	6名	勤続 年数
男女	長			④	④	④	役職
年年	7133	19125	710	222455919	222345617	2556624	勤続 年数
勤続	21	/	21	22112221	22112121	222221	免許